

ワニクルールを学ぼう! 3

労働組合の結成

連合なんでも労働相談ダイヤルには、日々多くの相談が寄せられている。ケースによっては、 仲間を募って労働組合を結成し、団体交渉を通じて問題を解決していくという。さて、憲法で認 められた労働組合の結成。どんな要件を満たす必要があるのか、もう一度確認しておこう。



労働組合の結成について、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 労働組合の結成は、労働委員会に 届け出なければならない。
- ③ 労働組合の結成には、使用者の承諾 が必要である。
- ② 労働組合の結成は、労働者が 主体でなければならない。
- ④ 労働組合の結成には、過半数の 従業員の参加が必要である。

解説

労働者の白主性を尊重する 寛容なルール

労働組合は、団体交渉等を通じて労働条件を維 持向上させることを主な目的とします。同時に職 場において自由にものを言える関係の形成や労働 者の意見・意向を使用者に伝える役割も重要です。

労働組合法(労組法)は、「労働組合」の定義 を2段階で定めています。まず、特定の集団が労 働組合か否かについて、(1)労働条件の維持改善を 目的とすること、(2)労働者が主体となること、(3) 2名以上の参加があること、を基準としています。 したがって②が正しい説明です。この要件を満た す場合は、憲法上は労働組合と認められるので、 団結権保障にともなう保護がなされます。労働関 係調整法(労調法)上の斡旋等の申請もできます。

労組法は、さらに使用者の利益代表者が参加し ていないこと(自主性の要件)、かつ労組法に規 定する組合規約を整備しなければならない(民主 性の要件)と定めています。この要件が備わって いる組合を「法適合組合」といい、最大のメリッ トは労働委員会手続きにおいて組合の名前で申立 をすることができることです。

労働組合の結成については組合の自主性が尊重 されるので、2名以上の参加があれば組合員数に 制限はなく、職場従業員の過半数の参加が必要と いうわけではありません。また、使用者の承諾も 必要とされません。したがって③④の説明は間 違っています。

さらに、手続的にも結成について登録や許可等 の特段の制約はなく、組合結成を労働委員会や労 働基準監督署に届け出る必要もありません。した がって①の説明も間違っています。組合結成につ き自主性を尊重する寛容なルールは、わが国労組 法の基本的な特徴です。

[正解] ②

道幸哲也 どうこう・てつなり

(一社)日本ワークルール検定協会 代表理事

北海道大学大学院法学研究科修士課程修了。小樽商科大学商学部助教授、北海道大学法 学部教授、放送大学教授などを歴任。2007年、NPO法人職場の権利教育ネットワークを 設立。「ワークルール検定」の立ち上げに尽力し、2013年に設立された検定協会の代表理 事に就任。著書に『不当労働行為救済の法理論』(有斐閣)、『15歳のワークルール』(旬報 社)など。



ワークルール検定とは

ワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。 厚労省も後援。



(一社)日本ワークルール検定協会 http://workrule-kentei.jp/